

各関係機関の長様
各事業主団体の長様
各労働組合の長様

島根労働局雇用環境・均等室長



「職場のハラスメント撲滅月間」の実施について（周知協力依頼）

平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

職場におけるハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法により、それぞれセクシュアルハラスメントと妊娠・出産等のハラスメント、育児・介護休業の申出等に係るハラスメント、パワーハラスメントについて、各ハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられています。

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため集中的な広報を実施しております。

島根労働局においては、別添1「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントの相談はもとより、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に関する相談、就職活動中の学生からのセクシュアルハラスメントに関する相談及び新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談に対応することとしています。

12月19日（月）～23日（金）の期間については、相談受付時間を18時30分まで延長し、通常の開庁時間内には、相談が困難な方などを対象に相談対応を実施することとしました。本年10月から創設された改正育児・介護休業法の出生時育児休業などのハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に係る不利益取扱い等についても昨年度から「育児休業等に関する特別相談窓口」を設け相談にあっておりますが併せて対応いたします。

つきましては、職場におけるハラスメントや不利益取扱いに関する相談は、当局を教示いただくと共に、特に労働局の開庁時間内での相談が困難な方については、19日～23日の相談対応をお伝えくださいますようお願いいたします。

[別添]

- 1 ハラスメント対応特別相談窓口（チラシ）
- 2 職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！（令和4年1月作成）
- 3 職場のトラブルで悩んでいませんか？（令和3年10月作成）
- 4 ハラスメント悩み相談室
- 5 育児休業等に関する特別相談窓口を設置しています！！
- 6 育児・介護休業法改正ポイントのご案内 令和4年4月1日から3段階で施行（令和3年11月作成）

問合せ先：島根労働局 雇用環境・均等室 電話 0852-31-1161
〒690-0841 松江市向島町 134-10 地方合同庁舎 5階